

官報

号外 昭和四十三年四月九日

第五十八回 衆議院會議録 第二十二号

昭和四十三年四月九日(火曜日)

議事日程 第十六号

昭和四十三年四月九日

午後二時開議

第一 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

第三 日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

権名通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年度中小企業施策についての発言及び質疑

日程第一 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件
日程第三 日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件
駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時六分開議

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(小平久雄君) 内閣提出、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。運輸大臣中曾根康弘君。

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

新東京国際空港は、将来における航空輸送需要の急激な増大と航空機の急速な進歩に対応できる国際空港として建設されるものでありますが、これが建設に当たると新東京国際空港公団においては、当面の最大の課題として空港用地の確保に全力をあげておられるところであります。

ところで、新空港の敷地予定地の一部は、国有地である下総御料牧場によつて占められておりますので、その移転先として空港公団は、目下栃木県高根沢地区に新御料牧場を建設しており、その竣工後においてこれと下総御料牧場との建築交換を行ない、同牧場敷地を取得することとしたしております。

しかし、下総御料牧場は新御料牧場より大きいので、この建築交換後において残地が生じますので、当該残地を空港公団に現物出資することによりこれを同公団に取得させ、もつて新空港の建設に資することとする必要がありま。

このため、空港公団に政府が土地または土地の定着物を追加して出資できることとしたそうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。御審議のほどをお願いいたします。(拍手)

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。渡辺芳男君。

〔渡辺芳男君登壇〕

○渡辺芳男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案及び同法により、これに関連して当面する諸問題について、佐藤総理並びに係関係に対して若干の質問をいたします。

この改正案は、ただいまの趣旨説明によれば、きわめて簡単なものでありますが、政府並びに空港公団が新東京国際空港公団法に基づいて建設しようとしている千葉県成田市三里塚地区における国際空港の建設事業は、今日地元農民と住民の根強い反対のため、重大な障害に直面していると率直に認識しなければならぬと思うのであります。

そこで、まず、佐藤総理にお尋ねいたします。昭和四十年六月二日に公布された新東京国際空港公団法の第二条によれば「新東京国際空港は、次の要件を備える公共用飛行場として、東京都の周辺の地域で政令で定める位置に設置するものとする。」とありまして、この飛行場の位置の決定は、今日の事態を考えると、私は最も重大な案

引き起こし、五十名にのぼる重軽傷者を出して以来、去る三月三十一日までに前後五回、ついに千名をこす流血の惨事が発生いたしております。まことに遺憾のきわみであります。

私は、この激突の中で一農民が訴えた悲痛な悩みを思い起こします。「この土地を手放すことになつたら、どうしようかと考えます。いつも頭のすみにそのことがひっかかっています。新しい土地に移つても、つとめ人にはなれぬ。また人生のやり直したと思つても、いても立つてもいられない。」と言つています。私は、これが現地の関係者の偽らざる共通の悩みだと思つております。

さらに、わが党は、従来から騒音防止に何らの有効的な対策がないことにかんがみ、新国際空港を内陸に建設すべきでないと考えているのであります。この際、政府は勇断をもつて成田市三里塚地区の空港建設について、再検討されるように強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 渡辺君にお答えいたします。

新空港の位置を決定することは、御指摘のとおり、まことに重大な事柄でございます。したがって、この新空港、このこと自身が国家的な要請であると同時に、この決定をすることは、そう軽率であつてはならない、かように思ひます。したがって、慎重にこの決定と取り組んだのでございます。したがって、ただいまお話のありましたとおり、知事と相談することももちろんであります。数回説明会を開いて、そして地元住民の理解と協力を求めてまいつたのであります。

す。私は、それらの点におきまして、十分努力した、かように確信しております。その点では別に落ち度はない、かように思ひます。(発言する者あり)もう少しおとなしく聞いてください。

およそこの種の公共施設、これは、何と申しましても、地元住民の理解がなければ、その目的を達するものではございません。その点に重点を置きまして、説明会その他が行なわれたのでございます。ただいまは、数回にわたる騒音騒ぎなど御披露になりました。各種の騒ぎが起りましたことは、まことに私も残念に思ひます。しかし、今日、地元住民の約九割の者がこの土地の譲渡について調印をいたしましたのであります。(拍手)私は、九割の住民の支持を得ておる、かように考えております。残りの方々に對しまして、いたづらに強権を使うというふうなことをしないで、どこまでも説得をいたしまして、理解と協力を得るよう、この上とつとめるつもりでございます。

(拍手)

さらに、この新空港は、これは小さいのではなく、かような御批判でございますが、私も、この新空港ができました際に提供するサービスは、一年間飛行機の発着が大体三万五千回くらいに見えております。しかし、この空港が全部できあがれば、年間に約二十六万回の発着ができる能力を持つのであります。したがって、できた上で直ちにこれが使えないようになる、かような状態ではございません。もちろん、これからの発展はすばらしいと思ひますが、十分その需要にこたえ得る、かように思ひます。

さらに、この地域についての地質調査その他、ことに、ただいまも、この地域は関東ローム地帯

に入つておる、そのローム地帯の調査は十分できているか、こういふような御指摘であります。が、風向き、気象、地質、十分調査の上でただいま工事を進行しておるのであります。

問題は、ただいま九割の方々の賛成は得ましたが、残る一割の方々の賛成を得なければ絶対にでき上がるものではございません。政府におきましては、この上とつとめの方々に對して、十分説明を尽くし、万全の手を尽くしまして、そうして、ただいまの国家的な大事業、これをぜひとも完成したい、かように考えております。ただいま、以上のような決意ですべての準備を進めております。

また、渡辺君からは、もう一度検討したらどうか、こういふお話でございますが、この点は御要望とともれましたが、政府におきまして、これらのことを十分考えまして、そして最終的決定をいたしましたのであります。今日さらにこの点について再検討をする考えはございません。したがって、国家的な大事業であるこの事業を完成させるために、地元住民の方々の積極的な御協力、御理解をいただくようにこの上とつとめ私も努力いたしますが、どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 新空港ができた場合に、地位協定第五条の關係から米軍から使用を申し入れられた場合に、これを拒否するか、それとも受け入れるのかという御質問のようでございますが、地位協定第五条一項は、米軍機が施設区域以外の日本の空港に出入する条約上の権利を米側に認めておるのであります。したがって、米軍機

の出入を全面的に禁止するというようなことは、条約上できないことになっております。拒否いたしません。しかし政府は、新空港を、地位協定第二条によつて米軍施設として提供するような考えはない。また第五条による出入についても、必要であると認めれば、いつでも日米の合同委員会を通じて所要の調整を行なうことができるのでございますから、民間空港としての機能に支障を来たさしめるようなことはありません。

ブルー14を撤廃できないかという御質問でございますが、航空法第三十七条の規定によりブルー14を改廃する権限は運輸大臣に属してあります。しかし、ブルー14上の大部分の空域は米軍に提供されておる。横田、厚木及び立川並びに防衛庁が使用している人間川の各飛行場の進入、出発経路として使用されておるのでありますから、これらの飛行場が存続される限り、かりに航空路ブルー14を廃止しても、東京西部の空域の状態は実質的にはほとんど変わらない。したがって、航空路ブルー14を廃止するのは適当でないと考えております。

現在の羽田空港の米軍による使用状況はどうであるかという御質問でございますが、羽田空港を使用する米軍関係の航空機の数は、昭和四十一年におきましては、米軍機四十七機、MACチャーター機三百六十九機、四十二年においては、米軍機三十一機、MACチャーター機二千二百二十六機、また本年は、三月まで米軍機五機、MACチャーター機六十機であります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 新空港の敷地の決定、建設につきまして、地元御迷惑をおかけい

たしておりました、たいへん恐縮に存しております。しかしながら、四月六日条件四派との間に九〇多ばかりの土地の売り渡し覚書きの調印が行なわれまして、この点に關しましては、千葉縣、成田市、地元の関係者各位の御協力に心から感謝申し上げます。(拍手)

なおまた、反対派の方が一〇多ばかり残っておりますが、条件派と同じようにいささかも差別せずに、平等の取り扱いをいたしまして、誠心誠意話し合いをしたいと存じております。なお、先般調印の際に、条件派の皆さん方からも、反対派の皆さん方を差別せずに平等にやってくれというお話がございまして、非常に感銘した次第でございます。

なおまた、環境の整備、生活の問題、騒音対策、転業等につきましても万全の措置を行ないまして、親身になってお世話を申し上げたいと思っております。

現物出資のところは、下総の御料牧場の百ヘクタールの土地でございまして、それ以外はございません。

なお、成田の新空港は、現在考えられる東京周辺の最適地でありまして、変更する意思はございません。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

権名通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十二年年度報告及び昭和四十三年度中小企業施策についての発言

○副議長(小平久雄君) 通商産業大臣から、中小

企業基本法に基づく昭和四十二年年度報告及び昭和四十三年度中小企業施策についての発言を求められております。これを許します。通商産業大臣 権名悦三郎君。

〔国務大臣権名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 中小企業基本法第八条に基づきまして、先般政府が国会に提出いたしました昭和四十二年度中小企業の動向に關する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする中小企業施策の概要を御説明いたします。

御承知のように、四十一年に回復から上昇に向かったわが国経済の基調は、四十二年においても引き続き上昇過程をたどり、中小企業の生産流通活動は活発化し、設備投資も旺盛に行なわれました。この間、労働力需給は逼迫の度を増し、中小企業の賃金も引き続き上昇しましたが、事業活動が活発であったため、収益はかなり好転しております。しかし、中小企業をめぐる経済環境の変動が目まぐるしいだけに、これに十分適応できない企業もあつて、景気上昇にもかかわらず、企業倒産は増加しております。

一方長期的に見ますと、人手不足と賃金上昇は、これまで豊富な労働力に依存してきた中小企業の経営に大きな問題を投げかけており、また、技術進歩や大量生産、大量消費の進展などの環境変化に對して、中小企業者の一そりの適応努力が必要となっております。

また、国際環境も大きく変動しており、特にわが国中小企業製品と発展途上国製品との競合が激化してきていますが、現在問題となっている特恵関税制度が実現すれば、この傾向はさらに拍車をかけられることとなるであります。さらに、資

本取引の自由化の進展に伴い、わが国の中小企業も欧米企業との一そろきびしい競争に直面するものと予想されます。

政府といたしましては、このような状況に對処して、四十二年においては、協業化、共同化を中心とした中小企業の構造改善を推進するとともに、設備、技術、経営、労働面における中小企業の体質強化及び金融、税制面その他中小企業をめぐる事業環境の整備に重点を置いて施策を講じました。その際、経営基盤の弱い小規模企業の体質改善には、特にきめのこまかい配慮を払っております。

四十三年度においては、前述したようなきびしい経済環境の変化の中で中小企業が自主的に最大限の努力を行ない、その近代化をはかつていくために、中小企業の体質強化と構造改善のための諸施策を一そり強力に推進することとしております。一方、四十三年に入つて、さらに強化された景気調整策によつて中小企業の近代化努力が阻害されないよう、中小企業金融についても特段の配慮を行なっております。

まず第一に、協業化、共同化を中心とする中小企業の構造改善を一そり強力に推進するため、中小企業振興事業団の業務を拡充するほか、業界がその自主性と責任に基づき構造改善計画を策定する場合に、中小企業振興事業団資金等の優先的確保、高率割り増し償却制度の適用を行なうとともに、協業化推進のための組織である協業組合についてその設立を推進することとしております。

第二に、中小企業の経営管理の合理化、技術水準の向上をはかるため、全国各都道府県に総合指

導所を設置するとともに、国、都道府県、中小企業者が一体となつてこれに当たるよう体制を整備いたします。

第三に、中小企業における労働力の確保とその質の向上、従業員の福祉の増進等のための労働対策を推進するほか、中小企業に対する需要の増大に資するため、輸出の振興及び官公需受注機会の確保をはかることとしております。

また、中小企業団体の組織に關する法律等の適正な運用により、過当競争の防止をはかるほか、下請企業については、下請代金支払遅延等防止法の運用強化と下請振興協会の活用により、下請取引の適正化と受注の確保につとめる所存であります。

第四に、小規模企業対策につきましましては、経営改善普及事業を充実するため、これを担当する商工会、商工会議所の指導員等の待遇改善を行なつてその資質の向上につとめるとともに、設備近代化資金及び、信用補完制度等の活用を通じ、設備の近代化と金融の円滑化をはかることとしております。

また、小規模企業共済制度の普及につとめるほか、地方税における家族専従者控除の引き上げ等により税負担の軽減をはかる所存であります。

第五に、流通部門の近代化のため、中小企業振興事業団による助成を強化するとともに、国民金融公庫等に流通近代化のための特別貸し付け制度を創設することとしております。

第六に、資本取引の自由化に對処して中小企業に對する情報サービスを強化するため、日本貿易振興会及び中小企業振興事業団の体制を整備することとしております。

第七に、金融引き締め措置が中小企業に与る影響を防止するとともに、中小企業の近代化、企業体質の強化をはかるためには、中小企業に対する資金の円滑な供給を確保することが緊要であります。このため、政府関係中小企業金融三機関に対する財政資金を大幅に投入し、貸付規模の拡大をはかるとともに、信用補完制度を整備して民間資金による中小企業向け融資の増加をはかる所存であります。

以上のほか、中小企業の近代化を促進するため、税制面においても諸制度の延長、改善等を行なうこととしております。

以上、昭和四十二年中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする中小企業施策につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

中小企業基本法に基づく昭和四十二年度年次報告及び昭和四十三年度中小企業施策についての発言に対する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。古川喜一君。

〔古川喜一君登壇〕

○古川喜一君 私は、日本社会党を代表いたします。昭和四十二年度中小企業の動向に関する年次報告について、総理並びに関係大臣に質問をいたしたいと思います。

最近の中小企業をめぐる環境は、まことにきびしいものがあります。年次報告でも指摘しておりますように、四十一年から四十二年にかけての景

気の回復、上昇にもかかわらず、中小企業の倒産は、四十一年の六千八百七十七件を上回る八千二百六十九件と、高水準を記録し、さらに、本年一月七百四十四件、二月九百二十六件、三月千九百九十六件と、記録を更新しつづけています。いま申し上げました倒産件数は、負債額一千万円以上の倒産でありまして、負債額一千万円以下の倒産を調査したすなわち、膨大な倒産数になると思ふのであります。この実態は、少数の例外を除き、今日いままなお、大多数の中小企業は深刻な経営難に脅かされ、倒産の危機にさらされているということでありま

ります。これに対して白書は、短期的には、金融引き締め措置の影響が問題だと述べ、長期的には、わが国中小企業の規模が小さい上に、数が多いことや、資金調達力の弱さ、技術水準の低さ、また技術革新、需要構造の変化、労働力不足の進行など、中小企業を取り巻く環境の変化、さらに今後、発展途上国の追い上げや、資本取引の自由化など、経済の国際化が進展するにつれ、経済環境は中小企業にとってますますきびしくなると指摘して、たいへんだ、たいへんだといっているが、しかし、政府がこれからとらうとしている施策には、何らの新鮮味も感じられないのであります。

(拍手)従来から進めてきた協業化、共同化を中心とする構造改善の推進、技術開発の強化、金融の増大をあげているにすぎないのであります。

私は、今日このような中小企業の事態を招いている最大の原因は、一貫して大企業に奉仕してきた歴代自民党内閣の政策の欠陥であるといわざるを得ないのであります。(拍手)過当競争、大企業の中小企業分野への進出、労働力不足などの構造的

な企業倒産の要因が、今後さらに大きく作用することを考えると、いまこそ中小企業の政策を、根本的に再検討しなければならない段階に來ていると思ふのであります。(拍手)

そこで、佐藤総理に伺いますが、わが国のきびしい中小企業の環境を、どのように理解をしておられるのか。また、わが国の中小企業は、いま発展途上国の追い上げと、資本の自由化による欧米先進国企業との進出による競争の激化という、いわゆる南と北からのさみ打ちを受けて、国際化時代のきびしい試練に立ち向かおうとしております。発展途上国の追い上げを一そう加速化するものと

して、工業製品に対する特惠関税供与の問題があります。特惠関税が実現し、そのきまり方いかんによつて、発展途上国と競合する度合いの大きいわが国が、大きな影響をこうむることは明らかであります。しかも、特惠の影響を受けると予想される業界は、ほとんどが輸出依存度の高い中小企業でありまして、業種によつては産地ぐるみの打撃を受けて、社会問題にもなりかねない場合も予想されます。さらに、アメリカの輸入課徴金が、発展途上国製品への適用免除という形で実施されると、わが国にとっては、特惠供与が直ちに始まるにひとしい影響を受けることになりま

す。資本の自由化、発展途上国の追い上げ、特惠供与、輸入課徴金など、国際化時代を迎える中小企業に對し、その具体的な対策と、中小企業の位置づけ、さらに将来どうあるべきだと考えておられるか、明らかにしていただきたいと思ふのであります。

次に、白書は、中小企業の協業化、共同化施策を推進するとともに、業種転換についても考えるべきだと指摘しているが、現実には政府のいう施策に逆行した動きを見せております。すなわち、中小企業は年々ふえていっているのであります。白書の付表によれば、昭和三十八年に比べ、鋳業を除き、建設業は四万二千、製造業は四万九千、卸、小売業は十一万九千、金融保険業は二千四百、不動産業は一万四千、運輸通信業は七千二百、電気ガス水道業は五千、サービス業は六万七千と、毎年十

万に近い企業がふえておるのであります。これが中小企業の乱立となり、これが過当競争の原因となつておるのであります。政府の小規模企業対策並びに適正規模の指導がどう進められているのか、お尋ねいたします。

また、中小企業の乱立、過当競争の防止ということも、どう考えておられるのか。この対策がしっかりとしないと、政府のいう重要な中小企業対策の一つである協業化、共同化は、単なるお題目にすぎず、何の期待もできないのであります。政府の対策を承りたい。

次に、中小企業の資本設備率は、三十二年から四十一年度までに約二・九倍に上昇して、大企業の伸びを上回ったが、その水準は依然として大企業の約四分の一という低さであります。今後とも資本設備率の向上により、近代化を促進し、その生産性の向上をはかることの必要性は、だれしも認めるところであります。しかし、ここに幾つかの問題があります。その一つとして、一例を建設業にとつて申し上げますが、政府のいう設備近代化にこたえて、現在では中小建設業といえども数千万円もする機械設備を導入し、近代化の促進

をしてまいっておりますが、景気引き締めや、公共投資一部繰り延べの影響などで、結果的には倒産

昭和四十三年四月九日 衆議院會議録第二十二号

中小企業基本法に基づく昭和四十二年度年次報告及び昭和四十三年度中小企業施策についての発言に対する古川喜一君の質疑

五七四

をする。また、固なり地方公共団体が中小建設業者の立場を考え、計画的に発注を行なえば、倒産を避けられるものも、こうした思いやりに欠けているために倒産をするという例もあります。これらに對し過大な設備投資や採算を無視した事業の拡張であり、放漫経営であり、政治の手の届かない、企業の責任であると片づけられているのであります。近代化された企業の育成に對してどう考えておられるのか、承りたいのであります。(拍手)

その二として金融の問題があります。きびしい環境を認識すればするほど、新事態に對する資本設備率の向上が必要であります。それには長期的でかつ低利な資金の供給が行なわれなければなりません。政府は、中小企業の金融機関として、中小企業振興事業団の構造改善事業の貸し出し、政府関係中小企業金融三機関があり、信用保証協会、あるいは中小企業信用保険公庫を通ずる信用補完制度を整備して、民間資金の中小企業向け貸し出しをはかるということでありましようが、政府関係金融機関の貸し出しは、中小企業の実際借り入れ額の八・九割にしかすぎないのであります。これでは全事業所四百二十万といわれる中小企業者の資金を満たすことはとうていできません。そこでやむなく融通手形や高利金融の利用となり、果ては倒産ということになりますと、これは近代化を急ぐあまり、自己資本力を顧みず、高利の借り入れ金によって設備投資を行なったからであるという報告がされてくるのであります。今日、低金利で長期の資金供給体制が整っており、倒産が相当減つておることは間違いないありません。

さらに、最近の経済情勢の中小企業に及ぼす影響は非常に重大であります。すでに金融機関からの借り入れもむずかしくなり、常に問題になる大企業の代金支払いの遅延など、支払い条件の悪化という不健全なる要因によって倒産している中小企業もふえております。今後金融倒産の危機をどう乗り越えるか、大きな問題であります。

このような状態で政策が樹立されないならば、大企業と中小企業との差は開くばかりであります。一体政府は中小企業政策のどこに重点を置いているのか。中小企業基本法には何とうたっているか。大企業と中小企業との格差を是正し、経済の二重構造を解消するとうたっているではありませんか。(拍手)中小企業の資本設備率の向上について、具体的な対策を詳しく承りたいのであります。

なお、中小企業関係への長期の金融、金融ワケの拡大などについても考え方を明らかにしていただきたいと思つております。

次に、中小企業にとって労働力の不足、特に若年労働者、技能労働者を中心とした労働力の不足と賃金の上昇は、従来、豊富、低廉な労働力と賃金で発展してきた中小企業に深刻な影響を与えております。この労働力不足は、今後ますます悪化していくだろうと考えられますが、政府は、中小企業の労働力確保にどういう対策を持っておられるのか。政府の政策によって物価は値上がりをする、増税は行なわれる、結果として賃金も上がらざるを得ないとなれば、大企業との賃金格差はさらに開いていく。これではますます中小企業の労働力確保がむずかしくなるばかりです。この問題は政府の責任であります。

わが日本社会党は、全国全産業一律最低賃金制

の制定を強く要請してまいりましたが、政府はこれを取り上げようとはしておりません。最賃制が実施されれば、それだけの賃金の支払われない企業は、企業として成り立たないから、そういう弱小企業は生まれてきません。企業として発足させるためには、最低賃金を支払うための企業努力が必要であり、その努力によって大企業との賃金格差も縮まることにならうかと思うが、どう考えられますか。労働需給逼迫時に際し、若年労働者、技能労働者確保の対策を承りたいと思つております。(拍手)

次に、昭和四十二年の中小企業白書の特徴は、国際化時代を迎えた中小企業といえると思うのであります。しかし、いま一つ見のがすことのできないのは、企業の倒産であります。冒頭に申し上げましたように、年々倒産件数は常に記録更新の激増を示しております。政府は倒産要因について、景気変動による循環的要因として、過当競争、大企業の中小企業分野への進出、労働力不足などの点をあげ、一方で、倒産企業の多くは、こうした構造的要因だけでなく、融通手形や高利金融の利用、採算を無視した事業の拡張、放漫経営といった企業内部の経営力の欠陥に由来するところありと指摘しておりますが、はたしてそうでありましようか。国民金融公庫の調査によりますと、企業内責任より企業外要因によるものが九〇％と、ほとんどを占めていることが報告されております。政府は、倒産の背景を徹底的に調査し、分析をやるべきであります。第四十七国会本会議におきまして、中小企業危機打開に関する決議がなされ、中小企業倒産の実態調査を行なうべきであると決定されているのでありますが、どの

程度の調査が行なわれているのでありましようか。今後は負債額一千万円以下の零細企業の倒産を調査し、さらに、倒産後の追跡、追及も徹底して行なうべきであると思つたが、これに對する所見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思つた。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 古川君にお答えいたします。

今日、中小企業の置かれている環境は、御指摘のとおり、まことにきびしいものがあります。その環境はきびしいが、中小企業が産業経済界において果たしておる役割り、これはまことに大であります。また今後も、中小企業にうんと働いてもらわなければならない、かように私は確信しております。

この今日の困難な状態はどこから来ているか。これは白書も指摘しておりますし、また先ほど来、古川君も御指摘になりましたとおり、労働力の逼迫あるいは開發途上国との競争、ことに特恵関税などは大きい問題になるでございましょう。さらには、また資本の自由化、その意味におきましては、ただいままたアメリカの輸入課徴金の問題等々幾多の困難を招くような条件がございます。これらのものに対して、それぞれの対策もございしますが、基本的には、中小企業が近代化を進めること、そうしてその體質の改善をはかること、これはもう政府がかねてから指摘し、一貫してこの大事なことを施策として取り上げてまいっております。この意味において、何もやっておらないと皆さん方がいわれますが、しかし、税制や金融の措置について、さらにまた、事業内容の指導や組

合結成等について、政府がこの中小企業対策として取り組んでおられることは、皆さんがよく御承知でございます。私は、この点をさらにさらに進めて、そうして、中小企業がよりよくなるその地位を確保するように、この上にも努力してまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 中小企業の企業数が年々増加して、これが過当競争となり、その他のいろいろな混乱の重大なる原因をつくっておられる御指摘は、そのとおりでございます。これに対する対策といたしましては、やはり何と申しましても、協業化、共同化、そしてまた技術の向上促進等をいたしまして、体質を改善する、これを強化するということが結局なるわけでありまして、それからまた、業界ぐるみのスクラップ・アンド・ビルド、業種ぐるみの構造改善、これも逐次その効果をあげておりますので、組織については行なっておりますが、その他の業種についてもいろいろ方法を進めてまいりたいと思っております。

資本設備の向上ということをおっしゃるが、ただむやみに資本をかけて、そして設備投資を進めるといふことは、やはり実情に即したやり方ではないと消化し切れない、そういうような点がございまして、企業の力に見合せて投資率を上げていくということにしたいと思っております。政府といたしましては、十分に需要の動向を考へて、計画的な投資を行なうように指導をしてまいりたいと思っております。これがために、政府系の金融機関による融資あるいは中小企業振興事業団というふうなものによって、その組織化、近代化を進めてまいりたいと思っております。

それから、需要面の安定した確保ということも重要でありますので、たびたび申し上げておりますとおり、官公需のあつせんをいたしまして、安定した、計画的な仕事ができるように指導してまいりたいと思っております。

中小企業の金融につきましては、昨年度下期において大幅な財投の追加を行ないました。四十三年度におきましても、全般的には財投の計画がなかなか苦しいのでありますけれども、中小企業に對しましては特段の配慮を行なっておる次第でございます。今後の経済界の動向いかにによって、さらに弾力的な運用を考へてまいりたいと思っております。

それから、倒産件数が非常に多い、なかなか衰えを見せておりません。これはいろいろな原因に歸着するわけでございますが、これらの問題に關しましては、地方通産局を中心にして、大蔵省の出先機関、日本銀行の支店、三者一体となつて、緊密な連絡をとり、中小企業問題の全般に對して情報を交換し、対策を協議してまいる、そういう道が今回開けたのでございまして、今後、これらの協働機関を十分に活用してまいりたいと思っております。

労働力不足の問題については、労働大臣からお話があると思ひます。

最後に、倒産の実態調査についてお尋ねがございましたが、中小企業庁では、倒産対策樹立の参考とするために、昭和四十一年度から、各通産局あるいは政府系の中小企業金融機関等を通じまして、倒産の原因の分析に主眼を置いた状況調査を実施してまいりましたのであります。四十三年度からは、御指摘のように、対象件数を拡張いたしました

して、さらにまた、倒産後約六カ月を経たものについて追跡調査を行ないまして、そしてこれに對する対策がはたして誤っていないかどうかといふような点を十分に反省して、調査を進めてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣小川平二君登壇〕

○国務大臣(小川平二君) わが国の規模別賃金格差が近年逐次縮小してきておられることは御承知のとおりでございます。最低賃金制につきましては、その間において、極力推進、普及につとめてまいりました結果、今日では、適用を受ける労働者は、全中小企業労働者の三分の一に当たります。約六百万人でございます。重点対象業種につきましては、そのほとんど全部が適用を受けておるのでございまして、これが賃金の改善、賃金格差の解消に現実に役立っておりますのでございまして、今回最低賃金審議会の答申に基づきまして、業者間協定方式を廃止することを中心とする改正法案を提出して御審議いただいておりますのでございまして、同審議会といたしましては、御指摘のありました全国全産業一律の最低賃金制をも含めて、最低賃金の今後のあり方について検討を続けておりますので、その結果を見て対処したいと思ひしております。

中小企業の労働力不足に対処いたしますためには、根本的には、中小企業の近代化を進めて、生産性を高めていくことが必要でございます。これとともに、労働力確保の面におきましては、労働条件、労働環境を含めまして、全体として中小企業の職場を魅力ある職場たらしめることが必要でございますから、このためには、特に、立ちおくれております福祉施設の充実、雇用促進事業団

の融資等を通じてこの充実につとめております。さらに、また、労働条件、労働管理等につきましては、中小企業の各種団体に助成をいたしまして、その正しいあり方の指導につとめるとともに、ただいま御指摘のありました最低賃金制の実効ある推進にもつとめておる次第でございます。

さらにまた、集団求人方式等についても、今後ますます助成を強めてまいり方針でございます。

技能労働者の不足がいよいよ深刻になってきております事態にかんがみまして、公共職業訓練を一そう強化いたしますとともに、中小企業については、中小企業の事業主が共同して行ないます職業訓練に對する援助、助成をこれからますます強化していく方針でございます。さらに、今後一般的に若年労働力の供給が減少いたしてまいりますことにかんがみまして、職場の実情、作業の内容等に対応をして、中高年層あるいは婦人あるいは身体障害者の雇用を促進していく考えでございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年四月九日 衆議院會議第二十二号

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（案名）

日本国とシンガポール共和国との間

五七六

右
国会に提出する。

昭和四十三年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関
する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を
次のように改正する。

第七条第二項中「十万円をこえ百万円以下の金
額 百分の一・五」を
「十万円をこえ二十万円以下
二十万円をこえ五十万円以下
五十万円をこえ百万円以下
の金額 百分の二・五
百分の二・五
に改める。
下の金額 百分の一・五」

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行
し、改正後の第七条第二項の規定は、同日以後に
第五条第二項の規定により売さばき人が郵政省か
ら買い受けた郵便切手類及び印紙に係る売さばき
手数料から適用する。

理 由

郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに印紙の
売さばき人の郵便切手類等の売さばきに関する業
務の取扱ひの実情にかんがみ、これらの売さばき
人に支払う売さばき手数料の額を改定する必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めま
す。通信委員長古川丈吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔古川丈吉君登壇〕

○古川丈吉君 ただいま議題となりました郵便切
手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律
の一部を改正する法律案に關し、通信委員会にお
ける審査の経過と結果とを御報告いたします。

まず、本案の内容を申し上げますと、現在売
さばき手数料の料率が買い受け月額十万円をこえ
百万円以下の金額に対しては一律に百分の一・五
となつてゐるのを、十万円をこえ二十万円以下の
ものは百分の二・五、二十万円をこえ五十万円以
下のものは百分の二・五、五十万円をこえ百万円以
下のものは百分の一・五の三段階に改めようとする
ものであります。

通信委員会においては、二月十九日本案の付託
を受けて以来慎重審議を重ねたのでありますが、
四月五日質疑を終了、次いで委員小淵恵三君よ
り、施行期日等の修正を内容とする自由民主党、
日本社会党、民主社会党及び公明党四党共同提案
にかかる修正案が提出され、修正部分及び修正部
分を除く原案についてそれぞれ採決を行ないまし
たところ、いずれも全会一致をもってこれを可
決、よつて、本案は修正議決を見た次第でありま
す。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律案に對
する修正案（委員会修正）

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関
する法律の一部を改正する法律案の一部を次のよ
うに修正する。

附則中「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」
に、「同日」を「昭和四十三年四月一日」に改め、附
則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 昭和四十三年四月一日以後に第五条第二項の
規定により売さばき人が郵政省から買い受けた
郵便切手類及び印紙に係る売さばき手数料でこ
の法律の施行前に改正前の第七条の規定により
支払われたものは、改正後の同条の規定による
売さばき手数料の内払とみなす。

○副議長（小平久雄君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（小平久雄君） 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 日本国とシンガポール共和国との
間の千九百六十七年九月二十一日の協定の
締結について承認を求めるの件

日程第三 日本国とマレーシアとの間の千九
百六十七年九月二十一日の協定の締結につ

いて承認を求めるの件

○副議長（小平久雄君） 日程第二、日本国とシン
ガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十
一日の協定の締結について承認を求めるの件、日
程第三、日本国とマレーシアとの間の千九百六十
七年九月二十一日の協定の締結について承認を求
めるの件、右両件を一括して議題といたします。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百
六十七年九月二十一日の協定の締結について
承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十三年二月十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国とシンガポール共和国との間の千九百
六十七年九月二十一日の協定の締結について
承認を求めるの件

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六
十七年九月二十一日の協定の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求める。

理 由

政府は、シンガポール共和国に対し二十九億四
千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日
本人の役務を供与することにより、同国の経済開
発を促進し、もつて第二次世界大戦の間のシンガ
ポールにおける不幸な事件に關する問題の解決を
図るため、昭和四十二年九月二十一日にシンガ

ポールで、日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定

日本国及びシンガポール共和国は、

両国の外務大臣が、第二次世界大戦の間のシンガポールにおける不幸な事件に関する問題の早期の完全な解決が日本国とシンガポール共和国との間の友好関係の増進に建設的に寄与することを認めて、無償供与としての二千五百万シンガポール・ドル及び特別の条件による借款としての二千五百万シンガポール・ドルからなる五千万シンガポール・ドルが日本国によりシンガポール共和国に供与することにつき意見の一致をみた千九百六十六年十月二十五日の共同コミュニケを想起し、

シンガポール共和国の経済開発の促進のために使用されるべき前記の二千五百万シンガポール・ドルの無償供与に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、現在において二千五百万シンガポール・ドル（二五、〇〇〇、〇〇〇シンガポール・ドル）に換算される二十九億四千万三千円（二、九四〇、〇〇三、〇〇〇円）の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務をシンガポール共和国に無償で供与するものとする。

2 前記の生産物及び役務の供与は、両国政府間

の合意により延長されない限り、この協定の効力発生の日から三年の期間にわたつて行なわれるものとし、かつ、期間中合理的な程度に均等に配分して行なわれるものとする。

3 この条の規定に基づいて供与される日本国の生産物及び日本人の役務は、シンガポール共和国政府が提案し、かつ、日本国政府が同意することのある計画のために使用されるものとする。

4 両国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

シンガポール共和国は、第二次世界大戦の存在から生ずる問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認し、かつ、同国及びその国民がこの問題に關していかなる請求をも日本国に対して提起しないことを約束する。

第三条

この協定は、シンガポール共和国政府が日本国政府から、この協定が日本国によりその国内法上の手続に従つて承認された旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年九月二十一日にシンガポールで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

上田常光

シンガポール共和国のために

ウイン・ワー・シアン

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めめるの件

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、マレーシアに対し二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を供与することにより、同国との経済協力を促進し、もつて第二次世界大戦の間のマレーシアにおける不幸な事件に関する問題の解決を図るため、昭和四十二年九月二十一日にクアラ・ランブルで、日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定

日本国政府及びマレーシア政府は、

第二次世界大戦の間のマレーシアにおける不幸な事件に関する問題の解決が日本国とマレーシアとの間の友好関係の増進に寄与することを認め、両国間の経済協力を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、現在において二千五百万マレーシア・ドル（二五、〇〇〇、〇〇〇マレーシア・ドル）の価値に等しい二十九億四千万三千円（二、九四〇、〇〇三、〇〇〇円）の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務をマレーシアに無償で供与するものとする。

2 前記の生産物及び役務の供与は、この協定の効力発生の日から三年の期間又は両国政府が今後合意することのある一層長い期間にわたつて行なわれるものとする。

3 1及び2に定める生産物及び役務は、まず外航用の新造貨物船二隻の建造のために、及び両国政府が合意することのあるその他の計画のためにあてられるものとする。

4 両国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

マレーシア政府は、両国間に存在する良好な関係に影響を及ぼす第二次世界大戦の間の不幸な事件から生ずるすべての問題がここに完全かつ最終的に解決されたことに同意する。

第三条

この協定は、それぞれの政府によりその憲法上

昭和四十三年四月九日 衆議院會議録第二十二号

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件外一件 駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案

五七八

の手続に従つて承認された旨を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年九月二十一日にクアラ・ランブルで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小島太作

マレーシア政府のために

トゥンク・アブドル・ラーマン・ブトラ

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。外務委員長秋田大助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔秋田大助君登壇〕

○秋田大助君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、第二次大戦中のシンガポール及びマレーシア地域占領中に生じた不幸な事件に関する問題を解決するため、シンガポール共和国及びマレーシアと交渉を行なっておりましたが、交渉が妥結いたしましたので、この二協定はそれぞれ昭和四十二年九月二十一日署名されたのであります。この二協定のおもな内容は、まずシンガポール

との協定におきましては、同国の経済開発に資するため、わが国より同国に対し、二千五百万シンガポール・ドルに相当する二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、原則として三年間にわたつて無償で供与することを定めるとともに、第二次大戦に起因するすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことを定めております。

また、マレーシアとの協定におきましては、同国との間の経済協力を促進するため、わが国より同国に対し、二千五百万マレーシア・ドルに相当する二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、原則として三年間にわたつて無償で供与すること、並びにこの供与される生産物及び役務は、主として外航用新造貨物船の建造に充てられることを定めるとともに、第二次大戦中の不幸な事件から生ずるすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことを定めております。

本二案件は、二月二十九日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、四月五日、本二案件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本二案件はそれぞれ多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、両件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十三年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十条」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、駐留軍関係離職者の再就職の促進及びその生活の安定に關し必要な業務を行なうこと。

第十八条第二項中「第四号の業務並びにこれらに附帯する業務」の下に「並びに同項第六号の業務」を加える。

第二十条中「自営支度金」の下に「同項第六号の規定に基づいて再就職する駐留軍関係離職者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。」を加える。

附則第三項中「十年」を「十五年」に改める。

第二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次の一号を加える。

十一 前各号及び第三項各号に掲げるもののほか、労働者の就職の援助に關し必要な業務を行なうこと。

第十九条の二第一項中「前条第三項」を「前条第一項及び第三項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

駐留軍関係離職者の再就職の促進及びその生活の安定を図るため並びに労働者の能力に適応する雇用を促進するため、雇用促進事業団が行なう業務を拡充するとともに、今後における駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 たいだいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、駐留軍関係離職者の再就職の促進及びその生活の安定をはかるため、並びに労働者の能力に適応する雇用を促進するため、所要の措置を講ずるもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、雇用促進事業団の援護業務を拡充し、駐留軍関係離職者の再就職の促進及びその生活の安定に関し、必要な業務を行なうこと

第二に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効

期間を五年間延長すること

第三に、雇用促進事業団は、従来の業務のほか、労働者の就職の援助に関し必要な業務を行なうこと等であります。

本案は、去る二月二十八日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

外務大臣臨時代理 椎名悦三郎君
通商産業大臣 運輸大臣 中曾根康弘君
郵政大臣 小林 武治君
労働大臣 小川 平二君
中小企業庁次長 沖田 守君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

(報告書受領)

一、去る五日、内閣を経由して首都圏整備委員会委員長保利茂君から、首都圏整備法第十五条の規定に基づく昭和四十二年度首都圏整備委員会年次報告書を受領した。

(政府委員退任)

一、昨八日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、一日付をもつて人事院事務総局管理局長小林巖は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る五日、外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 石野 久男君(理事戸叶里子君去る五日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任)

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

武部 文君 山本 幸一君
栗林 三郎君

地方行政委員

井岡 大治君 依田 圭五君
小濱 新次君 中谷 鉄也君
畑 和君

法務委員

岡田 春夫君 佐々木重三君
松本 善明君 校村 要作君
中谷 鉄也君

外務委員

池田正之輔君 宇都宮徳馬君
橋本登美三郎君 藤山愛一郎君
渡部 一郎君 川上 貫一君
阿部 喜元君 青木 正久君
小淵 恵三君 福井 勇君

大蔵委員

小山 省二君 浅井 美幸君

文教委員

周東 英雄君 藤波 孝生君
松村 謙三君 世耕 政隆君
高橋 英吉君 三ツ林弥太郎君

社会労働委員		決算委員		通信委員	
枝村 要作君	岡田 春夫君	森本 靖君	鈴木 康雄君	伊藤惣助丸君	松本 善明君
農林水産委員		石橋 政嗣君		宇都宮徳馬君	藤山愛一郎君
齋藤 邦吉君	田澤 吉郎君	高橋 英吉君	會 祐 益君	橋本登美三郎君	池田正之輔君
田中 正巳君	三ッ林弥太郎君	小川新一郎君	松村 謙三君	登坂重次郎君	松本 忠助君
栗山 秀君	柴田 健治君	(常任委員補欠選任)		文教委員	予算委員
池田正之輔君	宇都宮徳馬君	一、去る五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		三ッ林弥太郎君	山本 幸一君
周東 英雄君	橋本登美三郎君	内閣委員		高橋 英吉君	小澤 貞幸君
藤山愛一郎君	依田 圭五君	栗林 三郎君	華山 親義君	松村 謙三君	麻生 良方君
商工委員		武部 文君		文部 謙三君	石橋 政嗣君
中谷 鉄也君	佐々木更三君	地方行政委員		松村 謙三君	渡部 一郎君
運輸委員		畑 和君	中谷 鉄也君	岡田 春夫君	森本 靖君
米田 東吾君	沖本 泰幸君	沖本 泰幸君	依田 圭五君	橋本登美三郎君	松村 謙三君
松本 忠助君	江田 三郎君	井岡 大治君		宇都宮徳馬君	池田 禎治君
通信委員		法務委員		池田正之輔君	依田 圭五君
石橋 政嗣君	江田 三郎君	枝村 要作君	中谷 鉄也君	栗山 秀君	田中 正巳君
栗林 三郎君	小澤 貞幸君	川上 貫一君	岡田 春夫君	三ッ林弥太郎君	齋藤 邦吉君
武部 文君	森本 靖君	佐々木更三君		田澤 吉郎君	柴田 健治君
米田 東吾君	河村 勝君	外務委員		佐々木更三君	中谷 鉄也君
予算委員		福井 勇君	阿部 喜元君	江田 三郎君	小澤 新次君
田中 武夫君	畑 和君	小淵 恵三君	青木 正久君	浅井 美幸君	米田 東吾君
麻生 良方君	井岡 大治君				
小澤 貞幸君					

一、去る五日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

(議案受領)

土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案(内海清君外一名提出)

一、去る五日、議員から提出した議案は次の通りである。

(議案提出)

松村 謙三君 池田 禎治君
北側 義一君 高橋 英吉君

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

(議案付託)

一、去る五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第七一号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる

日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案

(内閣提出第七五号)

沖縄及び北方問題等
に関する特別委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案(内閣提出第七五号)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案

沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律案

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案(内閣提出第七五号)

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、郵便切手類及び印紙の売さばきに關し、取扱ひの実情にかんがみ、売さばき人に支払う売さばき手数料の額を改定しようとするもので、その要旨は、現在手数料の料率が買受月額十万円をこえ百万円以下の金額に対しては一

律に百分の一・五となつてゐるのを

十万円をこえ二十万円以下の金額

百分の二・五

二十万円をこえ五十万円以下の金額

百分の二

五十万円をこえ百万円以下の金額

百分の一・五

の三段階に改めようとするものである。

二 議案の修正議決理由

本案は、売さばきの実情等よりみて妥当と認めるが、施行期日及び改正規定の適用については調整の必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案実施に伴う売さばき手数料の増加額は約

二億一千万円で、昭和四十三年度郵政事業特別

会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十三年四月五日

通信委員長 古川 文吉

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

附 則

1 この法律は、公布の日昭和四十三年四月一日から施行

し、改正後の第七條第二項の規定は、昭和四十三年四月一日同日以後

に第五條第二項の規定により売さばき人が郵政

省から買ひ受けた郵便切手類及び印紙に係る売

さばき手数料から適用する。

2 昭和四十三年四月一日以後に第五條第二項の規定により売

さばき人が郵政省から買ひ受けた郵便切手類及び印紙に係る売

さばき手数料でこの法律の施行前に改正前の第七條の規定により

支払われたものは、改正後の同條の規定による売さばき手数料

の内払とみなす。

日本国とシンガポール共和国との間の千九

百六十七年九月二十一日の協定の締結につ

いて承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

第二次大戦中に日本軍のシンガポール地域占

領中に生じた不幸な事件に関する問題が昭和三

十七年ごろからシンガポールにおいて提起され

て以来、両国は、この問題を解決するための交

渉を行なつてきたが、案文について合意が成立

したので、昭和四十二年九月二十一日、シンガ

ポールにおいて、本協定に署名を行なつた。

昭和四十三年四月九日 衆議院會議録第二十二号 議案に關する報告書

五八二

本協定は、シンガポール共和国の經濟開發に資するため、わが國が同國に對し、現在において二千五百万シンガポール・ドルに相當する二十九億四千万三千円の価値を有する日本國の生産物及び日本人の役務を、原則として三年間にわたつて無償で供与することを定めるとともに、第二次大戰の存在から生ずる問題が完全かつ最終的に解決されたことを明らかにしている。

なお、本協定は、シンガポール共和国政府が日本國政府から、この協定が日本國によりその國內法上の手續きに從つて承認された旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、兩國間の多年の懸案であつた問題に決着をつけるものであり、また、兩國間の經濟協力の増進を含む全般的な友好關係の促進に多大の貢獻をなすものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する經費

本件に要する經費は、昭和四十三年度一般会計予算大藏省所管、特殊對外債務等處理費の項に、シンガポール經濟協力費として九億八千万一千円が計上されている。

昭和四十三年四月五日

外務委員長 秋田 大助
衆議院議長 石井光次郎殿

日本國とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めの件に關する報告書

一 本件の要旨及び目的

第二次大戰中に日本軍のマレーシア地域占領中に生じた不幸な事件に關する問題が昭和三十七年ごろからマレーシアにおいて提起されて以來、兩國は、この問題を解決するための交渉を行なつてきたが、案文について合意が成立したので、昭和四十二年九月二十一日、クアラ・ランプールにおいて、本協定に署名を行なつた。本協定は、マレーシアとの間の經濟協力を促進するため、わが國が同國に對し、現在において

て二千五百万マレーシア・ドルに相當する二十九億四千万三千円の価値を有する日本國の生産物及び日本人の役務を、原則として三年間にわたつて無償で供与すること並びにこの供与される生産物及び役務は主として外航用新造貨物船の建造にあてられることを定めるとともに、第二次大戰中の不幸な事件から生ずるすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことを明らかにしている。

なお、本協定は、それぞれの政府によりその憲法上の手續きに從つて承認された旨を通知する公文が交換された日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、兩國間の多年の懸案であつた問題に決着をつけるものであり、また、兩國間の經濟協力の増進を含む全般的な友好關係の促進に多大の貢獻をなすものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する經費

本件に要する經費は、昭和四十三年度一般会計予算大藏省所管、特殊對外債務等處理費の項に、マレーシア經濟協力費として九億八千万一千円が計上されている。

昭和四十三年四月五日

外務委員長 秋田 大助
衆議院議長 石井光次郎殿

駐留軍關係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、駐留軍關係離職者の再就職の促進及びその生活の安定を図るため並びに労働者の能力に適應する雇用を促進するため、所要の措置を講ずるもので、その要旨は次のとおりである。

1 駐留軍關係離職者に対する援護措置の拡充等

イ 雇用促進事業団の援護業務を拡充し、駐留軍關係離職者の再就職の促進及びその生活の安定に關し必要な業務を行なうこと。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間を五年間延長すること。

2 雇用促進事業団は、従来の業務のほか、労働者の就職に関し必要な業務を行なうこと。

二 議案の可決理由

駐留軍國係離職者等の雇用対策を拡充強化することは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算(労働省所管)において、駐留軍関係離職者の援護事業費交付に必要な経費として一億円が計上されている。

なお、昭和四十三年度失業保険特別会計（労働省所管）において、雇用促進事業団交付金として四十四億九千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十二年四月九日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に際し、政府は次の諸事項について速やかに実現をみるよう努力すること。

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間の延長にともない、同法施行令第一〇条に基づく特別給付金の支給区分については、その上限を廃し、駐留軍労務者としての在職期間に応じた支給区分の拡大を図ること。

二 同法施行令第一〇条に基づく特別給付金の金額については、諸般の事情を考慮し速やかに適切な増額に努めること。

三 臨時措置法の趣旨に基づき債務保証の運用についても弾力ある措置をとるものとすること。

衆議院會議錄第十六号中正誤

正誤行段

衆議院會議錄第二十号(一)中正誤

へ少段行誤正

四六二八 立候補 立候補

四三六	三	二	価格の安全	物価の安定と
四三七	三	三	交換の	交換に

一七
あらためて
あらためて

四六
一七
沖繩の常駐
沖繩常駐

四三八
二
五 四
て できなと言いつ
て できないと

四九 二 三 贈りものと 贈りものに

四四二	二	四	堅持	堅持
四四一	三	五	目日党	目日党

四二 四〇 見識で 見識が

三 七 いま いま

三	三
末	て
せ	わが
び	国に
ぜ	わが
ひ	国に

四末九 これほどの これほど

三 五 ジンヨソソ
四 五 ジョソソソ

四六 一 責任ある世界がある

四四七 四八十分 十分に

四四 三 一 あります、あります。

四〇 四 六 村上信二郎君、
は、村上信二

四二	四五
四	五
国債が	国債で

四五四 四二五 辞件 辞任

昭和四十三年四月九日 衆議院會議第二十号

五八四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二十五円
ただし、郵資は三十円
(郵送料別)

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大代)